

# 投票制度が 新しくなりました

## 第20回参議院議員通常選挙から「期日前投票制度」が始まります

選挙人の投票しやすい環境を整えるため、選挙期日前においても、選挙期日（投票日）と同様の投票を行うことができる「期日前投票制度」が公職選挙法の一部改正により新たに創設されました。

第20回参議院議員通常選挙の投票日は7月11日（日）ですが、選挙期日に仕事や用務があるなど、一定の事由（現行の不在者投票事由）に該当すると見込まれる人は、期日前投票を行うことができます。

不在者投票制度の対象となっていた投票のうち、名簿登録地市町村で行う投票が期日前投票制度になります。そのほかの主な改正点は、次の通りです。

区 分	期日前投票制度	不在者投票制度
投票の形態	選挙人名簿登録地で行う投票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙人名簿登録地以外で行う投票</li> <li>・老人ホーム・病院などで行う投票</li> <li>・選挙人名簿登録地で投票を行う人のうち、投票をしようとする日に選挙権を有していない人が行う投票</li> </ul>
投票のできる場所	市中央公民館	市中央公民館 ※1 仕事先、旅行先等の市区町村 ※2 指定病院・指定老人ホーム
投票のできる人	仕事、病気、入院、用務、旅行、妊娠、冠婚葬祭などのために選挙期日（投票日）に投票所へ行けない人	
投票のできる日	公示または告示の日の翌日から投票日の前日まで	
投票のできる時間	午前8時30分から午後8時まで（指定病院、指定老人ホームは施設長の指定した時間）	

※1 事前の手続きが必要となります

※2 県選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設（入院または入所中の人のみ）



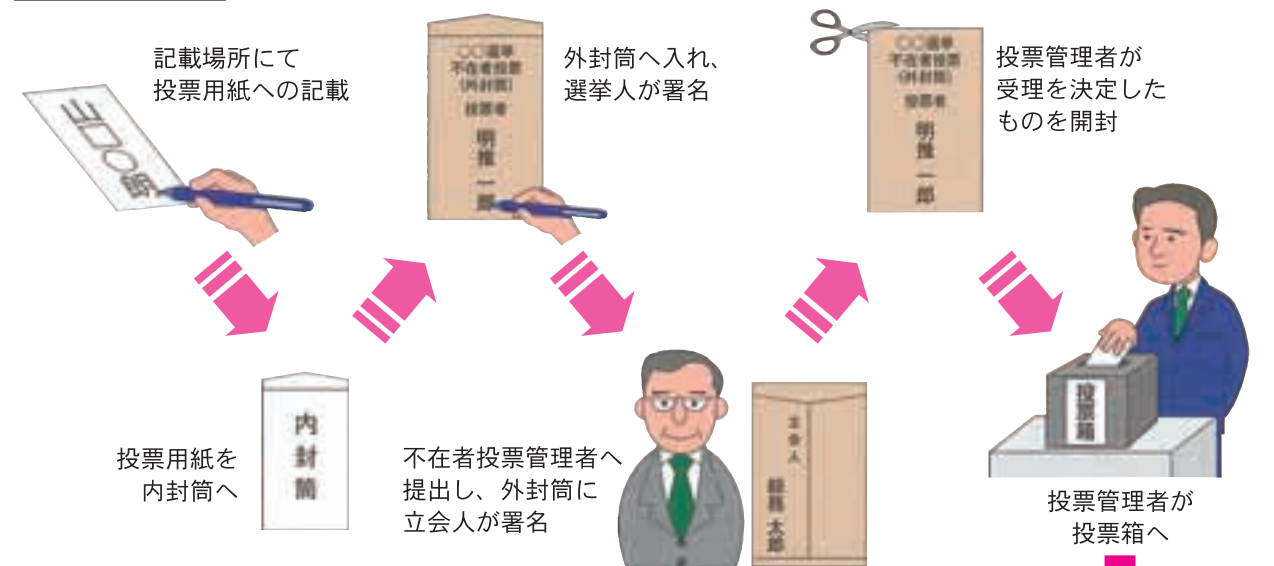
みんなで投票、みんなで参加、  
あなたの一票大切に。

期日前投票は  
選挙期日における投票と同じものとなるため  
投票所は市中央公民館1カ所となります  
ただし選挙期日の投票所は従来通り市内30カ所です

## 投票手続き

### 不在者投票

（名簿登録地外、指定病院など特別な投票〔左表参照〕）



### 期日前投票



※第20回参議院議員通常選挙の詳細については広報6月15日号に掲載します

ご不明な点は、市選挙管理委員会までお気軽にお尋ねください  
25・2111 内線 274・277